

学校感染症による出席停止について

学校感染症と診断されたら、次の出席停止期間を目安に、学校をお休みすることになります。登校の際は、医師による「治癒証明書」の提出が必要です。インフルエンザと感染性胃腸炎については、それぞれの「登校申出書」の提出が必要です。

第1種

感染症	出席停止期間の目安
<ul style="list-style-type: none"> ・エボラ出血熱 ・マールブルグ病 ・ジフテリア ・重症急性呼吸器症候群（病原体がSARSコロナウイルスであるものに限る） ・鳥インフルエンザ（病原体がインフルエンザウイルスA属Aウイルスであってその血清型がH5N1であるものに限る） 	治癒するまで
<ul style="list-style-type: none"> ・クリミア・コンゴ出血熱 ・ラッサ熱 ・南米出血熱 ・ペスト ・急性灰白髄炎 ・痘そう 	

第2種

感染症	出席停止期間の目安
<ul style="list-style-type: none"> ・インフルエンザ（鳥インフルエンザを除く） ・百日咳 ・麻疹 ・流行性耳下腺炎 ・風疹 ・水痘 ・咽頭結膜熱 ・結核、髄膜炎菌性髄膜炎 	<ul style="list-style-type: none"> …発症した後5日を経過かつ解熱した後2日を経過するまで …特有の咳が消失するまでまたは5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで …解熱した後3日を経過するまで …耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで …発疹が消失するまで …すべての発疹が、痂皮化するまで …主要症状が消退した後2日を経過するまで …病状により学校医その他の医師が伝染のおそれがないと認めるまで

第3種

感染症	出席停止期間の目安
<ul style="list-style-type: none"> ・腸管出血性大腸菌感染症 ・コレラ ・急性出血性結膜炎 ・パラチフス ・その他の感染症（感染性胃腸炎、マイコプラズマ肺炎、溶連菌感染症、ヘルパンギーナ等） 	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで